

令和3年11月

逗子市教育委員会定例会

令和3年11月17日

逗子市教育委員会

会 議 録

令和3年11月17日逗子市教育委員会11月定例会を逗子市役所5階第2会議室に招集した。

◎ 出席者

教 育 長	大河内 誠
教育長職務代理者	星 山 麻 木
教 育 委 員	若 林 順 子
教 育 委 員	高 橋 康
教 育 委 員	福 田 幸 男
教 育 部 長	村 松 隆
教 育 部 次 長	佐 藤 多佳子
教育総務課長事務取扱	
学 校 教 育 課 長	杵 山 英 延
学校教育課担当課長	内 田 源一郎
教育総務課担当課長（施設整備担当）	
	橋 本 直 樹
兼学校教育課担当課長（学校給食担当）	
学 校 教 育 課 主 幹	
	伊 達 慎一郎
学校教育係長事務取扱	
社 会 教 育 課 長	桐ヶ谷 正 美
社会教育係長事務取扱	
社 会 教 育 課 主 幹	佐 藤 仁 彦
図 書 館 長	塚 本 志 穂
療育教育総合センター長	
	藤 井 寿 成
こども発達支援センター長事務取扱	
療育教育総合センター主幹	
	奥 村 文 隆
教育研究相談センター所長	
教育部次長（子育て担当）	
	島 貫 宏
子育て支援課長事務取扱	

保 育 課 長 村 上 晴 美

市 民 協 働 部 参 事
(文化スポーツ担当) 阿万野 充 代
文化スポーツ課長事務取扱

事務局

教 育 総 務 課 係 長 須 田 純 子

教 育 総 務 課 主 事 吉 井 まどか

◎ 開会時刻 午後 2 時 3 0 分

◎ 閉会時刻 午後 4 時 1 0 分

◎ 会議録署名委員決定 星山委員、若林委員

○大河内教育長

会議に先立ち、傍聴の皆様をお願いいたします。傍聴に際しては、入口に掲示されております注意事項をお守りくださるようお願いいたします。なお、報道関係者以外の録音、写真撮影につきましては、許可しておりませんので、御了承ください。また、教育委員会の議決により、秘密会にすべき事項と思われる案件が出されたときには、退場いただく場合がありますので、御了承ください。

○大河内教育長

定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年逗子市教育委員会11月定例会を開会いたします。

それでは会議に入ります。本日の会議日程はお手元に配付したとおりでございます。

会議規則により、本日の会議録署名委員は星山委員、若林委員をお願いいたします。

これより会議日程に入ります。

◎日程第1「9月定例会会議録の承認について」

○大河内教育長

日程第1「9月定例会会議録の承認について」を議題といたします。

委員にはお手元の会議録を御覧いただくようお願いいたします。

会議録について御異議ございませんか。

(全員異議なし)

御異議がないようですので、9月定例会会議録は承認いたします。

高橋委員、福田委員は会議録に御署名ください。

◎日程第2「教育長報告事項について」

○大河内教育長

日程第2「教育長報告事項について」を議題といたします。

前回の定例会から教育長会議等ございました。実を言いますと、この間、全国の教育長会議は中止になっております。コロナの関係ですが、それに基づいて県の教育長会議が行われる予定でしたが、書面開催になっておりますので、書面開催の内容につきましては、次回の定例会で報告させていただきます。

本件について御質疑、御意見はございませんでしょうか。

以上で教育長報告事項についてを終わります。

◎日程第3「報告第20号小学校における水泳学習の実施方法について」

○大河内教育長

日程第3「報告第20号小学校における水泳学習の実施方法について」を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

○佐藤教育部次長

報告第20号小学校における水泳学習の実施方法について御説明いたします。

小学校における水泳学習の実施方法について、緊急を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育長の臨時代理により決定しましたので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

別紙、次のページを御覧ください。小学校のプールにつきましては、逗子小学校を除く全4校において耐用年数を経過しており、修繕による利用にも限界が近づいている状況です。今年の夏には池子小学校のプールが破損し、急遽暫定的な措置として市営の第一運動公園プールをお借りして授業を行った経緯がございます。これまで逗子市では、各学校にプールを整備し、授業を行ってまいりましたが、プールの再整備には建設工事だけで1校につき約1億円程度が見込まれ、年間利用日数を考慮した費用対効果が非常に低いことを小学校の校長会からも指摘を受けています。限られた予算をプールの再整備ではなく、校舎整備その他の教育施策に充てるのが効率的であることから、今後の実施方法を検討し、次のとおりいたしました。

下の2の図です。1、全ての学校において今後学校のプールの整備、修繕は行わない。

2、希望する学校から外部プールの利用による授業に切替えるものとする。

3、外部プールは通年利用可能な市民交流センターの温水プールとし、利用時間はおおむね8時半から12時半、利用可能時間は年間最大で1校につき48時間とする。

4、学校から交流センターまでの移動は、借り上げのバスによる。

5、授業の時期は市民交流センターと調整の上、決定する。

6、外注による監視員及び指導員は置かないものとする。

以上のように方法を決定いたしました。説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○大河内教育長

それでは、各委員の皆様方にはあと2校ほど残っておりますが、各学校に学校訪問という形で学校を見ていただいた中でも、何校かの学校ではプールのお話も出ておりましたけれども、今説明がありました内容について、御質疑、御意見はございませんでしょうか。

○高橋委員

2の(1)で、今後学校のプール整備、修繕は行わないとありますけれども、たしかプールが始まる前に、オタマジャクシとかを子どもたちが拾ってきたり、何かそういうことをやっている学校もあったと思いますが、整備は行わないのはいいのですけれども、その後どういうふうに使っていくのか。取り壊すにしても費用がかかると思いますし、その辺、子どもたちに何かそういった体験とか、いろいろなそういったことで利用方法があれば、できる限り利用していただければなというふうに思います。

○大河内教育長

要望ですね。

○高橋委員

要望です。

○大河内教育長

はい、分かりました。そのほかございますか。

○福田委員

利用に関して、市民交流センターと調整の上ということなのですけれども、調整については、これは各学校になるのですか。あるいは教育委員会が窓口になって調整を図るといふことなのでしょうか。

○佐藤教育部次長

教育委員会が窓口になって、学校の要望を取りまとめたものを市民交流センターと話をしたいと思っておりますが、一定話が方向性が見えてきたところでは、学校とじかの調整もあるのかなと思います。

○福田委員

あともう1点。学校利用で、結局いろいろな学年が実際にプールを使用するというケースが想定されるわけですが、そこら辺の利用に関する調整というのは、結構難しいのではないかと思うのですけれども、それはいかがなのでしょう。

○佐藤教育部次長

具体的に各学校で、ここにも書いてありますが、年間で最大12日間、午前中を学校の枠と

して割り当てますので、その中でどういう授業をやっていただくかは、学校のほうに考えていただくようにしたいと思います。

○大河内教育長

指導要領を見ると、低学年・中学年・高学年の指導方法が違うのですよね。低学年は水慣れ、浮き、中学年ぐらいになると水泳運動という形になるのですけれども、安全を確保しながら効果的な授業をしていくためには、各学校の指導方針等もあると思うのですけれども、文科省の水泳の指導要領の中身に準ずるような形にはしていかなければいけないと思うのですけれども、いかんせん、同時期にというのはなかなか、福田委員が言われたように厳しいと思うので、その点については教育委員会のほうが窓口になって、効果的な指導ができるような方向性をつくっていかねばならないなというのは思っているのですけれども、現時点ではそこまで話行ってないですね。

○佐藤教育部次長

現時点では、1年間ありますので、例えば何月にはどこの学校が使いたい、何月にはどこの学校が使いたいというところの調整を、今しているところです。具体的に、その中で12日間を各学校がどのように使っていくかというところについては、先ほど申しましたが、学校のほうで御検討いただきたいと思っています。

○大河内教育長

よろしいですか。そのほかございますか。

○若林委員

6番の外注による監視員及び指導員は置かないものとするということなのですが、保育園なんかでも指導している、一緒に水に入っている人のほかに、必ず入らない人間、外で、必ず監視している人間がいます。水の事故って防げるのが一番いいものなので、どんなふうに授業をするのか、人数的なこととか、あるのかなとちょっと思いました。

○枚山学校教育課長

今も実際そうなのですが、低学年は保護者に陸上監視をお願いし、他学年の先生の力も借りて、水中と陸上の監視を行っています。特に低学年の保護者については、御自身のお子さんが授業をやっているところを、喜んで見に来ていただけるということです。プロの監視員ではないのですが、その点は十分注意して指導していますので、場所が学校のプールから変わりますけれども、十分注意してやっていきたいと考えております。

○若林委員

ありがとうございます。安心しました。

○大河内教育長

そのほかございますか。

○星山委員

すみません、私は逗子のプール事情に詳しくないのですが、逗子というのは市でほかにもプールをお持ちなのでしょうか。教えていただけたら。

○佐藤教育部次長

今回（3）で御紹介しております市民交流センターというところに温水プールが1つございます。それから市営の屋外プールが2か所ございます。

○星山委員

皆さんそうかもしれないですが、やはり自分の小学校にはプールがあって、子どものころは、夏休みは、ほぼ毎日、自分の小学校のプールに通い、さっきおっしゃったみたいに掃除したりとか、何かぬるぬる滑って遊ぶ、不思議な掃除の時間とかって、今でも覚えていて、結構印象に残っている気がするのです。老朽化でこういう方向になるということ自体は、やむを得ないことだと思うのですが、先ほど高橋委員がおっしゃったみたいに、やはり自分の学校にプールがなくなるデメリットもあると思うので、逗子の持っている様々な外のプールをどういうふうにご利用するかということもありますし、あと自然もありますし、あと使われなくなったその後どんなふうを活用していくかということも含めて、総合的に考えていただけると、子どもたちのためにありがたいなというふうに思います。以上です。

○大河内教育長

ありがとうございます。そのほか、何かありますか。よろしいですか。

それでは、本件について御質疑、御意見がないようですので、本件については承認することとよろしいでしょうか。

（ 全員異議なし ）

御異議がないようですので、承認することに決定いたしました。

以上で日程第3「報告第20号」を終わります。

◎日程第4「報告第21号議案（負担付きの寄附の受納について）作成に関する逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について」

○大河内教育長

日程第4「報告第21号議案（負担付きの寄附の受納について）作成に関する逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○佐藤教育部次長

報告第21号議案（負担付きの寄附の受納について）作成に関する逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について御報告いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、2021年11月16日、市長から議案作成に関する意見を求められ、その回答について緊急を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育長の臨時代理により別紙のとおり回答をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

それでは、議案の内容について御説明をいたします。報告から1枚、2枚おめくりいただきまして、議案の紙を御覧ください。本議案は、負担付きの寄附を受納するため、地方自治法第96条第1項第9号の規定により、議会の議決を求めるものです。寄附を受ける財産は現金10億円、寄附者は渡邊利三さんです。

寄附の条件は、（1）市は、寄附金を原資とした一般財団法人を設立する。

（2）財団は、国内外を問わずリーダーとして活躍したいという高い志を持ち、かつ経済的理由により修学困難な逗子市在住の者に対し、奨学金を給付し、グローバルな視野を持つ人材の育成を図る。奨学生の決定に当たっては、文部科学省が指定するスーパーグローバル大学に就学する者及びひとり親家庭の学生を優遇する。奨学金は、年度末に一定以上の成績を収めた奨学生についてのみ、次年度以降の支給を継続する。

（3）寄附金は財団の基本財産として運用し、元本を毀損しないように努め、その運用益により奨学金の支給及び財団の運営を行うよう努める。ただし、財団の設立に要する経費、運用益が生じるまでの間の財団運営費及び奨学金原資は市の負担とする。

（4）市は、財団設立と同時に、寄附金を財団へ譲渡し、財団はその運用を開始する。運用は、元本返還の確実性が高く、かつ可能な限り高い運用益が得られる方法で行う。

（5）財団は、できるだけ早期に、公益財団法人へ移行する。

（6）財団が解散等により清算するとき有する残余財産は、「公益財団法人渡邊財団」に移行する。

（7）市が財団を設立できないときは、寄附契約を解除し、寄附を返還する。となつてご

ございます。

教育委員会といたしましては、本議案を議決いただきましたら、寄附者の意向に従い、速やかに一般財団法人を設立し、奨学金給付制度を創設する予定です。初年度の奨学生は、令和4年4月に大学に入学する学生を対象とし、募集要綱の発表を令和4年2月、募集選考を3月から開始し、7月上旬には奨学生を決定したいと考えております。

また、初年度の奨学生は5名、奨学金の額は年間72万円を予定しております。

寄附者の渡邊利三さんは、逗子市御出身で、御自身が大学に進学された際に逗子市から家計に対する教育資金の援助を受けたこともあり、市に恩返しができないかと考え、このたび私財を寄附し、永続的に持続する供与型の奨学基金設立を提案されたというふうに伺っております。

以上で説明を終わります。

○大河内教育長

それでは、各委員の皆様から御質疑、御意見はございませんでしょうか。

○福田委員

大変ありがたい申出で、委員会としてぜひ取り組んでいただきたいと思うのですが、要するに寄附金を財団の基本財源として運用して、その運用益によって様々な事業を展開すると。ここの運用益というところが、やはり一番大きな問題で、現状安定した運用益を確実に出せるかということが、やはり大きな課題になってくるのかな。そこのところに一応見通しを立てることができるかどうかということですね。そこら辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○佐藤教育部次長

運用ですので、おっしゃられるように絶対に確実だということはなかなか難しいのかなと思っております。この寄附者の渡邊さんという方は、御自身でも別に同じような奨学金財団というものを持たれていて、そこでも同じような考え方で運用益によるかなりな事業規模の財団を運営されておりますので、そこでの運用のやり方など、あるいは証券会社等も御紹介いただくなどして、失敗がないように進めていきたいと思っております。

○福田委員

本当に失敗がないようにというのと、確実に運用益が出せるような仕組みづくり、結局いろいろノウハウがあると思うのですよね。それをいかにして取り込めるかというところが大きな課題になっているのかなという。簡単にはなかなかいかないというがあるので、しっ

かりと取り組んでいただきたいというのが希望ですね。

○佐藤教育部次長

この事務につきましては、財団の事務につきましては、教育総務課で行っていくことになっておりますけれども、今御指摘のとおり、全くその運用のノウハウですとか、ありませんので、外部の力を活用して、一定、証券会社に手数料を払うなどして、プロの方のお力をお借りしながらやっていきたいと考えております。

○大河内教育長

運用の仕方についての説明もありましたけれども、その他、委員の皆様、何かありますか。

○星山委員

教えていただければと思うのですが、細かいことなので、運用の方法とかはまたまた違うところで議論なさると思うのですが。ちょっと参考に教えていただきたいのですが、(2)のところの寄附の条件に書いてあるスーパーグローバル大学に就学する者及びひとり親と書いてありますけど、これは並列で、ひとり親だったらこの大学でもいいという意味なのか、それともスーパーグローバル大学を希望していて、かつひとり親の学生さんが優先とか、そういう意味ですか。

○佐藤教育部次長

寄附者の方は、両方を優遇してほしいということをおっしゃられています。その中で、今の想定では、まずスーパーグローバル大学に関しましては、全体の奨学生、今、5人を想定していますけれども、5人のうちの3人を特定の大学枠、スーパーグローバル大学枠として優先する。残りのお2人は、それ以外の一般の大学の人たちで選考するという形です。さらに、それぞれ選考の過程で、ひとり親の方が例えばふたり親の学生と同点になった場合に、ひとり親家庭を優遇してほしいという形になります。

○星山委員

ありがとうございます。すみません、もう1個。私、学生、ずっと見ている立場なので、今、本当にいろいろな事情があって、大学途中で辞めざるを得ない子ってたくさんいるんですね。もちろん成績優秀で、ひとり親でなくても月謝払えないで辞める子って、たくさんいるのですよ。それで、もちろんこれ、寄附してくださる方の御意向なので、一番尊重されるべきものと思うのですが、先ほど3月に募集して令和4年4月から運用とおっしゃったような気がするのですが、学生の身になると、どの時点で授業奨学金が取れるかどうかで、私学に行くか国立に行くかでもすごく迷うし、自分が奨学金取れるんだったらチャレンジし

たいものもあるし、諦める子もいると思うのですね。その辺の見通し、もしおありだったら教えていただけると参考になります。

○佐藤教育部次長

この制度の制度設計の段階で、どの時点で募集をするかということは検討をいたしました。まず、今回早く始めてほしいという要望があったところで、本当でしたら最初に考えたのは出願前に奨学金が受けられるよということを決めてあげれば、お金がないから大学への進学は諦めるということがなくなるので、そういったところから考えたのですけれども、この時期に御提案をして始めていくということになると、やはり大学が合格した子たちを、そこから手を挙げてもらうという形でないと、十分な周知期間ですとかがとれないという形でした。いろいろ調べる中で、今、育英会の奨学金なども貸与型についてはかなり門戸が広がっていて、それは貸与型になりますけれども、貸付は受けられるということもございますので、そういったところの貸付型の奨学金などを使われている方が、後からうちの奨学金に御応募いただいて、貸与型で受けている奨学金の返済に使っていただくとか、そういったことは可能なかと思いました。で、今そういうふうな設計になっているということになります。以上です。

○星山委員

ありがとうございました。私がお願いしたかったのは、大学の奨学金でもいつも悲しく思うことがあって、本当に助きたい子に手が届かないことがとても多くて、ちゃんと段取っていて、国立大学にも受かっていて、成績もよくてということから順位がついていくとすると、本当に途中で何かが起こって諦めざるを得ない子を救済するのは、すごく難しいなと思えます。多分この寄附してくださる方の志というか、この方が願っているのって、本当に学びたくても学べない学生に何か役に立ててほしいとお思いじゃないかなと思うので、設計なさるときにその辺りのことをちょっと細やかに配慮いただくと、学びたくても諦めざるを得ない学生さんが利用することができるのではないかなと感じましたので、よろしく願います。

○大河内教育長

ありがとうございます。そのほか委員の皆様からございますか。よろしいでしょうか。

○福田委員

1点だけいいですか。寄附者のほうからですね、この事業に関しての評価みたいなものが下されるようなことはあるのでしょうか。一応寄附したのだけれども、実際にはうまくいっ

てないのではないかとか、もっと内容について検討してみてもどうかというような形でのやりとりというのは想定されているのでしょうか。

○佐藤教育部次長

寄附者の方が、例えば財団の役員になって運営に関与するとか、奨学金制度に対して意見を言うとかいうことは想定はされていません。ただし、財団の経営状況だとか事業の内容です、そういったことに関しては一定、御自分のほうに御報告はいただきたいという御要望はいただいています。

○福田委員

丁寧の説明をし、報告するということが大事ですよ。

○大河内教育長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

御質疑、御意見がないようですので、本件については承認することよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

御異議がないようですので、承認することに決定いたしました。

以上で日程第4「報告第21号」を終わります。

◎日程第5「報告第22号議案（令和3年度逗子市一般会計補正予算（第10号））作成に関する逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について」

○大河内教育長

日程第5「報告第22号議案（令和3年度逗子市一般会計補正予算（第10号））作成に関する逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○佐藤教育部次長

日程第5、報告第22号議案（令和3年度逗子市一般会計補正予算（第10号））作成に関する逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について御報告いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29号の規定に基づき、2021年11月16日、市長から議案作成に関する意見を求められ、その回答に緊急を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育長の臨時代理により別紙のとおり回答をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求めます。

それでは、令和3年度逗子市一般会計補正予算（第10号）について御説明をいたします。おめくりいただいて、令和3年度逗子市一般会計補正予算（第10号）に関する説明書、こちらの34ページ、35ページをお開きください。各項目におきまして、職員給与費の更正が出てまいります。こちらにつきましては、職員の人事異動に伴う職員給与費の不足額及び不用額などをそれぞれ見込み計上しておりますが、以下につきましては職員給与費以外の項目について御説明をしております。

まず、第1項教育総務費、第2目事務局費のうち奨学金財団設立事業です。こちらにつきましては、ただいま御説明いたしました負担寄附の申出を受け、経済的理由により就学困難な逗子市在住の者に奨学金を給付するための財団を設立するため、10億1,047万5,000円を計上するものです。

第4目教育研究所費のうち、教育研究所事務費につきましては、教育研究所内のプレイセラピー室の空調設備について、早急に設備の更新が必要となったため、187万円を計上するものです。

次に、第2項小学校費、第1目学校管理費のうち、学校施設整備事業につきましては、新型コロナウイルス対策に合わせ、老朽化が進んだ市立小学校の体育館の和式トイレを洋式トイレに改修するため、64万4,000円を計上するものとなります。

36ページ、37ページをお開きください。第3目教育振興費のうち教育用コンピューター維持管理事業につきましては、市立小学校における授業などのオンライン配信の充実を図るため、周辺機器導入などを行うために635万7,000円を計上するものです。

第3項中学校費、第1目学校管理費中、学校運営事業につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、久木中学校の修学旅行についてキャンセル料が発生いたしまして、その支払いについて市が負担をするため、79万1,000円を計上するものです。

学校施設整備事業につきましては、小学校と同様、市立中学校の体育館の老朽化した和式トイレを洋式へ改修するほか、中学校給食を食缶方式に変更するに当たり、各中学校の改修のための実施設計にかかる費用として280万7,000円を計上するものです。

第3目教育振興費のうち、教育用コンピューター維持管理事業につきましては、小学校と同様、授業などのオンライン配信の充実を図るため、周辺機器購入などのため、421万3,000円を計上するものです。

40ページ、41ページをお開きください。第5項保健体育費、第2目体育施設費のうち市立体育館維持管理事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対策を講じた市立体育館指

定管理者に対し、その負担軽減協力金として47万3,000円を計上するものです。

同じく、市立体育館整備事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、更衣室の換気扇を更新するため、129万8,000円を計上するものです。

続きまして、補助執行の事務について御説明をいたしますので、説明書の20ページ、21ページをお開きください。第1目児童福祉総務費のうち、児童手当支給事業につきましては、児童手当法の一部を改正する法律に基づき、必要なシステム改修と受給者への通知などを行うため、366万9,000円を計上するものです。

第2目児童育成費のうち保育所等緊急整備事業につきましては、当初の計画が変更が生じたため、令和3年度の補助額を変更し、2,837万1,000円を追加で計上するものです。児童育成事務費につきましては、令和2年度子どものための教育・保育給付費国庫負担金及び県費負担金の実績報告に伴い、交付金の一部を国・県へ返還するため、9,201万円を計上するものです。

22ページ、23ページをお開きください。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目予防費の養育医療費支給事業につきましては、対象の児童が当初の想定を上回る見込みとなったため、不足見込み額100万8,000円を計上するものです。

以上の財源となります歳入につきまして、4ページ、5ページをお開きください。第15款国庫支出金、第1項国庫負担金のうち養育医療費負担金50万4,000円につきましては、養育医療費支給事業の財源として計上するものです。

第2項国庫補助金のうち第2目民生費国庫補助金の保育所等整備交付金2,521万9,000円は、保育所等緊急整備事業の財源として計上するものです。子ども・子育て支援事業費補助金366万9,000円は、児童手当支給事業の財源として計上するものです。

第16款県支出金、第1項県負担金、第3目衛生費県負担金の養育医療費負担金25万2,000円は、養育医療費支給事業の財源として計上するものです。

6ページ、7ページをお開きください。第18款寄附金のうち、奨学金財団設立指定寄附金10億円は、奨学金財団設立事業の財源として計上するものです。

最後に、債務負担行為の設定について御説明をいたしますので、50ページ、51ページをお開きください。令和4年の9月から中学校給食を食缶方式とするに当たりまして、令和3年度中に給食費管理システムの更新及び調理業務委託の入札を行う必要があるため、債務を負担する限度額及びその期間を設定するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○大河内教育長

それでは、11月の議会提出用補正予算の内容を御説明いただきましたが、各委員の皆様から御質疑、御意見等ございませんか。いかがでしょうか。よろしいですか。

御質疑、御意見がないようですので、本件については承認することよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

御異議がないようですので、承認することに決定いたしました。

以上で日程第5「報告第22号」を終わります。

◎日程第6「その他」

○大河内教育長

日程第6「その他」を議題といたします。

その他、議事として何かございますか。

○秋山学校教育課長

それでは、私のほうから10月の定例教育委員会以降の市内小・中学校の様子を校長・教頭からの報告を基にお伝えします。

新型コロナウイルス感染症の流行以前は、例年10月中旬から11月中旬にかけて、秋の文化的行事を行っていました。小学校では秋の遠足、合同音楽会、林間学校、クラブ交流会、中学校では合唱発表会、学校へ行こう週間、土曜参観などが主なものです。

緊急事態宣言は9月末で解除されたものの、今年度も多くの行事で規模縮小や開催の工夫を余儀なくされています。前回の定例教育委員会でも少し触れましたが、5小学校のうち唯一秋開催にしている小坪小学校の運動会が10月16日（土曜日）に行われました。途中小雨がぱらつき、ひやひやしましたが、予定していたプログラムを最後まで実施することができました。本年度は午前中のみで開催で、前半は1、2、3年生、後半は4、5、6年生の演技・競技とし、保護者の参観は児童1名につき1名とし、前半と後半で入替え制としました。感染症対策のため、規模を縮小し、様々な制限も設けましたが、保護者の方々には御理解、御協力をいただき、和やかに、無事実施することができました。

昨年度実施できなかったのが、2年ぶりの運動会でしたが、子どもたちは御家族に見ただくのがとてもうれしく、励みになったようで、笑顔いっぱい、生き生きとダンスをしたり、団体競技をしたりしていました。恒例の「ソーラン節」も、今年は掛け声なしで行いましたが、その分、踊ることに集中でき、気合が入っていたように感じました。これからもウ

ィズコロナ時代の新しい生活様式を意識しつつ、学校行事も様々な工夫を重ねて実施していくことが求められます。

どの小学校も11月初めには秋の校外行事のほとんどを終えました。計画の段階で感染状況を鑑み、徒歩圏内での実施やオープンエアで感染対策をして実施いたしました。規模を小さくした校外行事になりましたが、子どもたちは楽しめていたようです。運動会や遠足等、今までは当たり前のように実施していましたが、コロナ禍を経験して、開催できることがどれほどありがたいことか、しみじみとかみしめています。

中学校は、コロナ禍以前は合唱祭・文化祭を実施していたのが10月になります。逗子中学校は生徒会の新旧交代の中、何とか展示の部だけでも実施したいという前期文化委員の熱意で、10月の月末に向け、絵画の部、写真の部、俳句の部、塗り絵の部の4部門の展示、投票を行いました。コンテスト形式で、応募作品の数は多くないものの、生徒たちは投票する作品を楽しみながら選べたようです。

月末の全校集会では、各委員会の新しい委員長が任命され、今後の方針について自分の考えを表明することができました。どの委員長からも、新しく取り組みたいことの詳細が語られましたので、今後が大変に楽しみです。また、旧生徒会本部役員からの退任の挨拶もありましたが、こちらは2年生の新しい役員を応援する内容にあふれていて、心が温かくなりました。これまでの自分たちの取組に対する充実した思いと、だからこそ後輩にも頑張ってもらいたいという気持ちが伝わるものでした。

11月に入り、後期中間試験を実施しました。どの学年も真剣に取り組んでいました。1クラスの人数が多い学年は、テストのときだけでも密を回避しようと、クラスを増やして展開で実施しました。不安材料が減って、力を発揮できていることを願うばかりです。

久木中学校の3年生は10月26日から1泊2日で小田原・箱根方面への修学旅行を実施しました。9月に予定していた京都・奈良方面への2泊3日の修学旅行が、緊急事態宣言下のため実施できず、2月への延期も考えましたが、10月に県内にて1泊でも実施しようと、「神奈川の魅力を探そうの旅」と題して行いました。

1日目の早朝はあいにくの雨でしたが、バスが逗子・葉山駅の車庫を出発するときには雨も上がり、晴れてきました。逗子海岸沿いを走るときには、富士山と江の島がくっきりと見え、バス車内では生徒たちの歓声が上がりました。小田原城付近の班別行動を終え、宿泊する箱根湯本の富士屋ホテルへ向かいました。さすがの有名ホテルで、豪華な夕食に舌鼓を打ちました。生徒たちは銘々、目の前の熱々デミグラスソース・ハンバーグのおいしさに目を

丸くしていました。

2日目は、5つのコースに分かれての見学でした。大涌谷、ガラスの森、彫刻の森、ポーラ美術館、箱根関所などを見学し、2日間の行程、体調を崩す生徒もなく、楽しく有意義な修学旅行となりました。

逗子中学校と沼間中学校は2月の入試直後に実施の予定で準備しています。

10月、11月は部活動の新人戦のシーズンになります。新チームになって初めての大会になりますが、どの部活も県大会を目指して日頃の練習の成果を発揮し、複数の部活動にて県大会出場を果たしています。

10月26日から後期教育委員会学校訪問を行い、本日までのところ6校の訪問が終了しました。教育委員の皆様におかれましては、お忙しい中、お時間をつくっていただいていたの御参加、ありがとうございました。依然としてコロナ禍の中ではありますが、緊急事態宣言解除後の各学校の教育活動を御覧いただきました。御感想や御意見を伺えれば幸いです。今後の各学校の教育活動に生かしていきたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

以上、小・中学校の様子をお伝えしました。

○大河内教育長

それでは、委員の皆様には先ほど申し上げましたように、現在2校を残して学校訪問が終わっておりますが、学校先では校長先生、教頭先生とのお話だけで、実際に関係する所管の出席の中で各委員の皆様から感想とか質疑というのはなかなかできませんので、もしよければ、今、学校教育課長のほうから我々が当日聞けなかった報告も含まれていましたけれども、現時点での御感想または学校活動に関する質疑等をお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。若林委員、願っていますか。

○若林委員

私は中学校1校と小学校2校しか行かれなかったのですが、本当にだから半年ぶりなのでありますが、逗子中はすごい雨の中、集中豪雨の中、午後行きましたけれども、とても生徒さんたち全体的に落ち着いているなと思えました。ちょうど3年生が外部の講師による面接マナーを受けているところを見せていただきましたけれども、いつもの先生たちではないところで、よい意味で緊張感もあって、入試がこれから始まるわけなので、その面接というところで、すごく集中しているのが分かりましたし、外部の先生も、やはりもちろんプロで上手なので、声とかいろいろなものもずっと入ってくるのかなということは感じましたし、とてもいい授業だったと思えます。

あと、道徳だったかと思うのですけれども、1人の先生が教材を準備して、ほかの先生たちと、みんな違うクラスの先生とか、校長先生とか教頭先生も含めて授業を行うということをして、それも生徒たちが後で聞いたら楽しかったというふうに感じているということを知ると、やはりいろいろな先生とのつながりがいいなと思いました。

クロームブックの活用も、作曲もできたり、あとはコロナで心配でお休みしている生徒さんが、朝学活には参加できるとか、そういうお話も聞いて、とてもいいことだなと思いました。

小学校のほうも、私はとにかく小学校に行くと、保育園の卒園児を探すことから始まってしまいます。目が合うと、にこって笑って手を振ってくれると、あ、居場所があるんだな、楽しいんだなと思って安心するというのがいつもの小学校訪問の一番の楽しみなのですが。全体的にどのクラスも伸び伸びしていて、自由だなと。一見何か全然違うところを見ているようだけれども、ちゃんと自分たちも考えて教科をしているんだなというところはびっくりしました。学年によっては、下に物が落ちていたり、いろいろ雑然としているところもありましたけれども、主体的に授業を受けているという感じはしました。2年生の教室の後ろに作品が飾ってあったのですが、とてもいろいろな色を使って、独創的な、明るい、きれいな作品で、とてもすてきでした。

印象なのですけれども、いつも資料をつけていただいている、学級通信だとか、写真がいろいろ入ったもので紹介されているのを見ると、授業参観もあまりできてないのかなと思いますけど、保護者の方は安心してそれを見て、学校の様子分かるのではないかなと思いました。

今回ちょっとタブレットとか、椅子に座っている姿勢とかを私は注意して見ていたのですが、というのも、やはり子どもの視力が悪化しているというのをよく聞いていて、保育園でもちょっと近視とかお子さんがいらっしゃるので、タブレットも光がね、近距離だと光が目に入ってよくないとかありますので、小さいときから目は1つしかないのです、なるべく姿勢をよくすれば30センチ離れるとかといったことはあると思うので、その辺のほうも先生たち見ていただけたらいいかなと思います。

最後に教育長から、訪問中の学校で「生徒にとって一番の教材は先生である」という言葉を聞いたのですが、なるほどと。保育園でも保育士の言葉だったり、立ち居振る舞いがとても影響があるので、その言葉は本当に納得できました。私自身も、小学校の高学年頃、図工か何かで作品を提出した時ですけど、作ったときに、すごく褒められたのですね。私は絵

が得意なのかなと思って、それがずっと心にあって、保育士になったときもその辺がとても得意な分野になったりして、やはり子どもたちの未来、褒めるとか、そういったところにもすごく影響があるので、先生たちもお忙しいと思うのですけれども、何か生徒に一言声をかけてあげるといふのをお願いしていきたいなと思いました。

以上です。ありがとうございました。

○大河内教育長

今、御指摘いただいた視力の低下については、校長会の中でも私のほうから話をさせていただいて、学校保健統計調査の結果の中で、小学校で37.52%、中学校では58.29%の視力の低下がうかがわれるという結果が出てますので、これについても何らかの対策を施さなければいけないかなというのは思っています。それプラス、どういうわけか小学校5年生の体重増加というんですかね、これは成長の絡みもあるんですけれども、指摘されていますので、自分の頭の中と実際に動き出したときに、気持ちと体がうまくいかないというようなことで、けがを誘発する部分もありますので、その話も校長会の方で話させていただいたところでございます。

星山先生につきましては、なかなか日程がとれずに、数校の訪問なんですけれども、いつも他市町との比較を含めながらですね、逗子のよさ、子どもたちのよさもお話しいただいてるところですが、今年は回っていただいて、いかがですか。

○星山委員

今お話しいただいたように、どこ地域を言うといけないかなと思いますが、東京のいろいろな学校を見るのが多くて、やはり逗子だけ見ていらっしやると分からないと思うのですが、逗子は独特ですね。今年は、今回は逗子小学校を拝見したのですが、子どもたちが自然だなと、すごく思いますし、あと、とても大切にされているなというのは、いろいろなところで伝わってきます。あと、絵とかいろいろな作品とかも、とても明るくて伸び伸びしているなという印象がします。すごく逗子らしいという、何ですかね、穏やかで自然体なんだなと、そのまま子どもたちが受け入れられているんだろうなというところは、とてもうらやましいなと思うときもありますし、大事にしていただけたらと思いました。

一方で、後で出てくる、そこに出てこない課題ですよ。例えば学校へ行けない子は相当いるとか、そういうのはどういうギャップなのかなというのを拝見しながら、もしかすると学校とか子どもだけの問題では解決できないような、非常に複合的な、もちろんコロナという環境の大きな変化もありますし、そういうことに関しては総合的に見ていかないと難しい

のではないかなということも感じましたが、逗子の学校訪問は、私はいつもほっといたします。子どもたちも大変笑顔がすてきで、先生たちもとても頑張っている感じがしますし、大変楽しく拝見しました。ありがとうございました。

○大河内教育長

高橋委員には保護者の立場、また地域でいろいろ御指導をいただいている立場でお話しただけですけれども、再度、まだあと2校残っていますけれども、高橋委員の方から見ていただいて、御感想とか御指摘がありましたらお願いします。

○高橋委員

本当に全体的な印象としては、先生と児童・生徒の関係が非常にうまくいっているというか、仲よしで、ちゃんと切り換えるところは切り換えてとか、そういう関係がすごくできているなというのは、今まで見た中でそういう印象を感じました。また、このコロナ禍の新しい生活様式というのも、子どもたちもやはりその受け入れる部分は受け入れて、その中でどうするかということも考えての学校生活をもう2年近く送っているわけですけれども、そういったものもうまく、外から見ただけですけれども、外から見た様子では、しっかり取り入れて、生活を送っているのかなと思います。

これからまたインフルエンザとか、いろいろとややこしくなってくるとは思いますけど、市内も感染者がゼロという日がもう何日も続いていますし、家から学校に通っている間は、学校のそういった対策も非常にしっかりやっていますので、これからはやはり外に出ている大人が家庭の中でというところが肝になってくるのかなと思います。

あと、子どもたちの発散の場というか、体を動かしたりする中で、宣言期間中でも体育館はずっと利用できていたというのが、私が知る範囲ではすごい大きいことなのかなと。いろいろなスポーツ教室や、それからうみかぜクラブですか、そういうのを実際に子どもたちが、うちの子もそうなんですけど、通って体を動かすという機会がありましたので、そういったことが子どもたちのストレス発散や気持ちの切り換えとかというところに非常に大きな役割を果たしているのではないかなというふうに思います。

ですから、子どもたちは、もうそんなに気にしないで、近くに寄ったりとかいろいろとスキンシップしたりとかということは、ある程度、大目に見るといっても何かちょっと上から目線ですけど、容認してあげるといっていい方向は、これからなのかなと。ただ、その子どもたちがこれから何年後、5年後、10年後、どういう人間、どういう大人になっているかなというのも、逆に注視しながら今後のことを考えていかなければいけないのかなと思います。以上

です。

○大河内教育長

ありがとうございます。福田委員には、来月の校長会で学習状況調査の結果に基づいた訪問について、お話をさせていただくわけですが、春の学校訪問、それからこの秋の学校訪問、全ての学校を回っていただく中で、御感想とか、御指摘がありましたらお願いします。

○福田委員

委員の皆さんからお話がありましたとおり、逗子市に小・中8校あって、それぞれ個性があって、行くたびに楽しいというか、この学校はこんな特徴があってということは認識させられて、新鮮な気持ちで過ごしてきました。

いろいろ学校を回って行く中で、今日も出てきましたけれども、やはり学校の環境整備というか、建築後かなりたっている学校もあるということで、それぞればらつきがある。きれいな学校もあれば、そこまでいかない学校もある。どんな学校で学ぶかと、一方ですごく大事なことで、それは学校や児童・生徒の責任ではなくて、委員会サイドあるいは市の側がやはり配慮すべきところであって、今後、お金の問題とかいろいろあると思いますけれども、できるだけ豊かな環境下で学習が進むことをすごく大事なことでというふうに受け止めてきました。

それから、コロナ禍でこの1年半ぐらいですかね、みんな我慢を強いられて、表面的には非常に落ち着いた感じがしていますけれども、誰がどう考えたって我慢にも限界があって、いろいろな行事、本当はしたかったのにできなかったという悔しさとか、思いの強さというのは、やはり抱えているのではないかという、そういうところを高橋委員もちょっと指摘されたとおり、この先どういうふうに自分で受け止めていくのかなというところが少し気になるところです。これは先生方にも多分当てはまる場所で、先生方もこの間、大変苦勞されていて、きっとこんなことしてあげられたのにという思いが、ずっとたまってきているのではないかと。やはり心配なのは、アフターとかポストコロナって、コロナが終息したときに、どっと疲れが出てきたりというようなことがあっては困るということで、先生方の健康管理も含めて、ケアもやはり大事な課題になってくるのかなという、子どもと先生ですね、そういうことを感じています。

それから、コロナでいろいろな生活のリズムとか学校行事が流れていく中で、子どもたちにとって、自分たちの日々の生活や学習をどうやって確立していくかというのは、非常に難しい状況に追い込まれたかと思うのです。たまたまある番組を見ていたときに、不登校にな

った子ども、学校に行けなくなった子どもの話が出てきて、結局部活がなくなってきた、学校の授業がなくなってきた、家庭学習を強いられたのだけれども、それがうまく対応できなくて、気がついてみたらゲームに集中して、睡眠のリズムが完全に狂ってしまったというケースがあって、それを直すためにはということで、もう一回生活を立て直すということを求められているわけですが、これまで小学校6年、中学校3年という中で暮らしてきた子どもたちにとっては、本当に学校に行くということが毎日のリズムをつくり、彼らの生活の基盤になっているということの大事さを改めて感じさせられたということで、しっかりと、今後いろいろな難しい課題はあるかと思えますけれども、委員会、学校、そして地域の方々の協力を得ながら、学校を守って行ってあげたいという思いを強くさせられました。

先生方に関して言うと、ある中学校でやはりかなり勤務状況も厳しいと。つまり一生懸命やりすぎているという話も聞きましたので、そういうところは管理職の方にも気をつけていただいて、心身ともに健康で元気のいい先生というものを守ってあげたいなというふうに感じております。以上です。

○大河内教育長

ありがとうございました。私のほうも、学校を回って、所管の担当にも話をしたのですが、コロナではなくて学校が荒れているときというのが過去にあったのですが、学校ってやはり荒れているときは本当に先生方が団結してやるのですが、それが収まってくると、喉元過ぎれば何とやらという形の中で忘れてしまう。それが今ちょっとコロナが収まってきている中で、各学校へ行くと、あれだけ換気を気にしていた先生方、それからあれだけサーキュレーターを回していた学校が、ほとんど回してないというような現状も見受けられたのです。それはやはり先生方があまりにも関わり過ぎていて、消毒とか、窓を開けるとか、全部先生方がやってしまうのです。ですから、私のほうでは、これは校長会の中でも話をしましたけれども、「子どもの衛生管理」の一部として、子ども自身が自分たちの環境を自分たちできちっと整えるのだという、そういう意識を上げていかないと、いつまでたっても先生方が疲れる。あと、一番気になっているのは、先生方の見届けですね。ICTを活用する場面で、これはどの学校にもありまして、伝えたつもりが伝わっていない、言っているつもりが聞いてないというところの見届け、確認ができてないという授業が見受けられました。

というのは、こういうことです。授業の最後のまとめの時間で、「最後のまとめは写真で送ってね。」「ちょっと今、話はやりながら聞いてね。」「まとめは送ってください。」等、

これは福田委員からも印刷の件について、廊下に印刷機があって、印刷物を取りに出ていくというようなところも御指摘いただきましたけれども、やはり学びが成立しているかどうかというのは、しっかり教師が見届ける部分があることが大切で、それがちょっと低下しているのかなというところについては、話をしていかなければいけないかなと思っています。また、学校に関わっている各所管の皆さんの連携と協力があって今の学校があると思いますので、0歳から18歳までの切れ目のない支援である教育委員会の横串というか、そういう部分があるから今の子どもたちの教育が守られているのかなという感じを持ちました。

まだまだヨーロッパ、それからアジアのほうではリバウンドが始まって、コロナも底打ちしたのではないかとこのところ、ちょっと心配な部分はありますけれども、再度確認をして、教育活動を支援をしていけたらと思っております。各委員の皆様、ありがとうございました。お時間取らせていただきました。

その他、議事について何かありますか。

○内田学校教育課担当課長

それでは、私のほうからは令和2年度神奈川県児童・生徒の問題行動等調査結果における逗子市の調査結果の概要、それから本市の取組についての御説明をさせていただきます。

資料を基に概要等を説明させていただきます。報告は昨年度における本市の暴力行為それからいじめの認知、長期欠席に関する件数となります。昨年度は御周知のとおり、新型コロナウイルス感染防止による一斉臨時休業があり、その後の分散登校、さらにはマスクの着用や3密を避けるなどの行動様式が求められ、そのことが学校の教育活動に大きく影響を及ぼしました。そういった要因がこの調査結果にも少なからず影響を与えていたのではないかと考察しております。

まず、暴力行為についてですが、小学校では微増ではありますが増加をしています。マスクの着用や3密を避ける行動への変容によって、物理的な距離のほか、心の距離感の保ち方も苦戦していた子どもたちの間で起こったトラブルも多かったのではないかと考えております。

一方、中学校では、3年前から徐々に減少しており、こちらは教職員が生徒の気持ちに寄り添った指導が行われているという、その結果の現れではないかと考えております。

いじめの認知件数は、小・中ともに減少しています。こちらでもクラス替えなどで児童・生徒間の関係性が未成熟な状況で生じる摩擦が、昨年度当初の時期の一斉臨時休業や分散登校の関係で、その時期がなかった分、認知された件数が減ったのではないかとこのように考え

ます。

不登校児童・生徒の件数です。小学校の不登校が増加しております。これもコロナウイルス感染防止で臨時休業や分散登校などがあって、その後、全面登校のスタート段階で登校するきっかけをつかめなかった、あるいは行きにくさが出てしまったりした児童もいるものと考えております。

中学校では、中学校全体の不登校数は減少傾向にあります。しかし、資料にはございませんけれども、2年生の新規不登校の生徒が増加している状況があります。新規不登校を出さないような取組として、引き続き全ての生徒が安心して充実した学校生活を送れるよう、魅力ある学校づくりの取組の工夫が必要であると考えております。

これまでの取組や今後に向けてとしましては、まず前提として、各学校においては教室内の環境調整や支援的な関わりを基にした学習活動など、これまでも各学校で行ってきた未然防止の取組を継続していくことが大切です。また、ウィズコロナの時代にあって、子どもの気持ちに寄り添いながら、望ましい自己表現ができるよう、これまで以上に丁寧な支援が必要となります。

いじめの対応については、早期発見・早期対応は必要なことですが、早期解決をすることだけを先行するのではなくて、問題の根底にある被害・加害両者の背景であったり課題に対して、時間をかけて丁寧に対応していくことが大切です。併せて、たとえ問題が解決しても、継続的に児童・生徒間の関係を丁寧に見取り、きめ細かい対応を行っていくことも併せて必要となってまいります。

さらに、GIGAスクールの関係で、児童・生徒に1人1台の端末が整備されたことで、これまで以上にネットを介したいじめの対策を考え、充実させていくことが必要となってきます。既に子どもたちが関心を持って取り組むことができるような教材を活用して、自分と周りの人との考え方や感覚の違いを実感し、インターネットとの上手な付き合い方や適切なコミュニケーション方法を考える学習を行っている学校もあり、そういった情報モラル教育に関する情報を各学校の情報教育担当の教員が集まり、教育情報化推進会議の中でも共有しております。

また、家庭との連携も必要なことから、各学校のPTAの代表が委員となっている児童生徒連絡協議会で情報モラルに関する研修等を行い、内容を持ち帰っていただき、それぞれの単位PTAでも共有をしていただいているところです。

不登校児童・生徒への支援につきましても、これまでの取組を継続していくほか、課題と

しては学校外の相談機関や学校内でスクールカウンセラーや養護教諭等と相談を行っていない児童・生徒が中学校では半数以上います。その中には、既に週に数日の登校を始めている生徒や、全日ではないのですけれども、フリースクールに通っている生徒も含まれていますが、全く外部の相談機関等につながっていない生徒もいるので、なぜ外部の相談機関等につながっていないかをしっかり検証し、適切な対策を行っていきたいと考えております。教育委員会としてもそれを支援していきたいというふうに考えております。

報告としては以上です。

○大河内教育長

今、担当課長のほうから逗子市の調査結果の概要について説明いただきましたが、関係所管のほうで補足事項ございましたらお願いします。よろしいですか。

それでは、教育委員の皆様につきましては、昨年度、逗子市の現状につきまして御助言をいただいたところがございます。福田委員につきましては今年初めてですので、各学校を見ていただいて、御感想等もしありましたらばいただきたいのですが、また今の報告の中で、先ほど星山委員のお話にもありましたけれども、各課題についての今後の方向性につきましても、御質疑、御意見をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

どの地域も不登校については本当に喫緊の課題で、50年前より全国の小・中学生の人口が3分の2に減っているんですね。3分の2に減っているのですけれども、不登校が10倍に増えているというのは、これは新聞記事にも載っていました。担当課長からもその話がありましたけれども、すぐ学校復帰をめざすというような方向ではない形にシフトチェンジしてまして、本人の社会的自立を促すために、個々に応じた支援を手厚くしていくといった方向性で今動いているのですけれども、各お立場で御意見、御質疑がありましたらばお伺いしたいのですが。

○高橋委員

私、この2枚目の最後のほうですけど、「なぜ外部の相談機関やスクールカウンセラー、養護教諭とつながっていないのかをしっかりと検証し」と、これはすごい大切なことだなと思います。結構親と子の中で、そこの2人の関係の中だけで、にっちもさっちもいなくなっているというような場合もあるのかなと思います。お母さんはお母さんで、保護者は保護者で、誰に相談してとか、何かすごいそういうところで、ちょっとしたきっかけでせきを切ったように、いろいろなものが変わり始めて、大人も変われば子どもも変わるといいますし、子どもが変われば大人も変わっていくという関係で、その中でこの対策、ぜひしっかりと検

証して、また手助けできる場所があれば、そういった関わり合いをしていただければと思います。

あとは、学校がそういった、こういう問題を解決するために、いろいろな手だてやことを考えて、仕組みをつくったりして、やっていることを、これは前にも言ったかもしれませんが、子どもを通わせて、最後まで守るのは保護者だと思いますのでその保護者と、学校はこういうことをやっていますという、この情報の共有、PTAを通じてということもありましたけれども、その辺の強化も伝えていただくなど、学校と保護者とのコミュニケーションというのを、なかなか口で言うのは簡単ですけども、難しいことだと思いますが、保護者の意識の改革というところも、子どもの命を、一つの命を守るためには重要な要素なのかなというふうに感じました。以上です。

○大河内教育長

ありがとうございます。その他、委員の方々からございませんか。

○星山委員

たくさんつながるといふことの大切さを問いかけるキーワードがあって、今、高橋委員もおっしゃっていたかと思います。私も、ちょうどこれで4年、教育委員をさせていただきまして、逗子市との関わりもプラス何年かなので、6年から7年になろうかとしているところです。もともとこの市に関わらせていただくことになったきっかけは、今まさにお話に出ていたいわゆる問題行動という表現もあれですけど、学校に行きにくい子どもたちや、いろいろな課題を抱えている子どもたちの応援ができたらいいなというところに入ったんですけど。今振り返ってこの数字を見ると、何ができる…自分のことを振り返って一体何ができるのだろうと、もう一回問いかけをするような機会をいただけたらなと思っています。

1つは、私は人だと思っていて、人を育てることにとっても力を入れてきたつもりです。逗子市の皆さんとは随分つながりができましたし、今も子どもたちを支える、人を、マンパワーですよね。学校もきめ細やかなとか丁寧とか個に応じたと、言葉は出てくるんですけど、皆さん本当に精いっぱいなさっていますけど、学校の中だけで解決できる問題を超えてきているのではないかなと。それは数年前から考えています。具体的には親支援、それから転入、例えばですけど転入していらっしゃる御家族の支援ですね。丸ごと。新しいところに引っ越してくるといふのは、とても不安なことだと思いますので、反対の立場だったとしても。どんなふうにして市全体で支えていくかということ。それから乳幼児期から学校に入るまで、そしてその連携、そして学校を卒業した後が、何というか、教育委員会の中にある全ての

力を使っていけないと、この問題というのはやはり永遠に解決できない。それどころか、すごく難しい問題になってきているのではないかなと思います。

私が一番…ちょっとごめんなさい、今日機会だからお話ししてしまうのですが、たくさん人を育てても、ばらばらになっていくのですね。私、そこがすごく残念だなと思っていて、逗子の方、みんなすごく一生懸命勉強してくださるし、それからみんな気持ちもあるのに何人も出会っているのに、多分200人ぐらいは出会っていると思うのですが、ばらばらになっちゃうのですよね。みんなそれぞれのところで、それなりには活躍していらっしゃるのですが、つながりがなかなか持ちにくい。それで私は、何かそこをコーディネートしていただけないかなと、ずっと思っていて、例えばお母さん、親同士の共助グループ、新しく入ってきた人を支えてくれる人、子どもの相談員、学校だけ、学校教育だけではなくて、もっと地域からいろいろな人がそれぞれの立場で居場所やつながりや相談相手に出会えるような仕組みをつくっていかないと、やはりこれ、この数値だけ見ていると、やはり解決しないのではないかなとずっと思っているのです。ちょうど何か4年終わったところなので、お願いというか、私はこのことを、これから先も頑張っていきたいなという何かお話みたいになっちゃって恐縮なのですが、これからはやはりばらばらだったものをつなげたいというのはすごく思います。一人一人はせっかく力があるのに、システムとしてつながっていないので、十分力が発揮できないのがすごく残念だなというところがあるので、皆様のお力を借りて、一人でも、子どもだけじゃなくて、やはり周りの困っている家族を頑張ってもらって先生ももちろんサポートして下さる地域の方や私たち自身も横のつながり、縦のつながりというのをどうやって、コーディネートということかもしれませんが、できるかというところが今後の課題ではないかなというふうに、今日の御報告を聞いて思いました。以上です。

○大河内教育長

ありがとうございます。大きい課題を提示していただきまして。その他ございますか。

○若林委員

保育園にいますと、今、お母さんたちも本当にいろいろな子育て感とかいろいろありまして、クラスで朝始まって、一日いる間に子どもに何か問題というか、困ったことが起きたり、お友達に手が出るとか噛んじゃうとか、いろいろなそういったことは成長過程であることなのですがけれども、やはりそこ根っこにあるのは、親子とか、その辺の0歳からの愛着関係がどのくらい…それは全て小学校に行つて、中学校に行つて、こういった暴力行為とかいじめとかに関係するというわけではありませんけれども、学校で起きてはいるけれども、根っこは

おうちにもあるのではないかなというところをもう少し、学校だけではなくて、PTAもそうですけども、みんなでいろいろな立場で考えていけたらいいのではないかなというふうには思っています。

○大河内教育長

ありがとうございました。連携の大切さということで御指摘いただきました。

○福田委員

やはりこれ、数字を見る限り、重く受け止めるべきだと思います。数で全て判断するわけではなくて、この中身ですね、どんな子どもたちがどんなことで苦しんでいるのかと、それぞれ事情がこの中に1という形で積算されてきているわけですよね。だから、例えば65名という数字は、みんな同じではなくて、それぞれ事情があってこの結果に至っているのだということを、やはりしっかりと見極めていく必要がある。個々のケースについても、やはり丁寧に対応していくべきだというふうに思います。

先ほども出てきましたとおり、これは学校だけで全て解決しようというのは、非常に難しい問題であって、学校を超えて多くの人の協力を得ながら解決を図っていくという方向に舵を切っていかなければ、先生が悪いのだとか学校が悪いのだとか、教育委員会が悪いのだとかという、どこかに責任をみんな押しつけていくわけですけども、そうではなくて、これはみんなの問題だというふうに改めて考える出発点にしていただきたいという。こういう報告書というのは、ここで終わったのではいけなくて、これからどうするかという、新たな出発点をみんなとともに考えていくという起点になるのだというふうに、ぜひ思っていいただければと思いますし、これは我々の課題でもあるわけで、フォローしていきたいと思います。

○大河内教育長

ありがとうございました。多方面からの御意見、御助言いただきました。施策のほうに反映していければと思います。よろしいですね、もう次に移って。

それでは、その他議事として何かございますか。

○阿万野市民協働部参事（文化スポーツ担当）

逗子市スポーツの祭典につきまして御説明いたします。当初10月開催を予定しておりましたが、コロナの新規感染状況等を踏まえ延期をしておりました。来る12月12日（日曜日）に逗子アリーナ及び第一運動公園におきましてスポーツの祭典2021を開催いたします。

小さいお子様から高齢者、障がいのある方まで、誰もが気軽にスポーツを楽しめるというイベントとして、35の企画を予定しております。コロナ禍であっても、少しでもスポーツに

親しんでいただきたいと、逗子アリーナではボッチャやバドミントン、卓球、柔道など22の企画を行います。なお、ボッチャにおきましては、東京2020パラリンピック競技大会で使用されましたボッチャのコートを組織委員会から譲り受けまして、そのコートを使用して体験会ができる運びとなっております。

また、第一運動公園では、小学生を対象にした長縄跳び大会や、フレスコボール、テニス、ラグビーなど13の企画を予定しております。全て地域のスポーツ団体の御協力により運営ができております。

開催に当たりましては、コロナの感染予防対策を十分講じた上で実施してまいります。委員の皆様にはパンフレットができ次第、御案内させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

○大河内教育長

私のほうですが、昨年度はノルディックウォーキングを経験させていただきました。今年度は文化スポーツ課長よりボッチャの試技ということで、直々に御指名いただいておりますので、当日はオリンピックの会場で使った余韻が残っていると思いますけど、そこで経験したいと思っております。

今のスポーツ祭典の内容について、御質疑、御意見ございますか。よろしいですか。

それでは、議事として何かありますか。

○島貫教育部次長（子育て担当）

子育て支援課より、令和3年度二十歳を祝う成人の集いについてお知らせいたします。

本年度成人式につきましては、1月10日（月曜日）11時より逗子文化プラザなぎさホールで開催予定となっております。今年成人を迎える市内中学校OBによる実行委員会を組織いたしまして、プログラムの内容を検討し、現在招待状の発送に向けて準備をしているところでございます。

現時点では、式典を1部形式といたしまして、中学校恩師のビデオメッセージ等の紹介等を行いたいというふうに考えております。一昨年まで行っておりました2部のコンサート等につきましては、行わない予定としております。

今後、新型コロナウイルスによります影響がどのようになるか、不確定なところもございますが、開催に向けて準備をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○大河内教育長

主に担当の成人になる役員の方も、今、動き出しているわけですね。

○島貫教育部次長（子育て担当）

はい。

○大河内教育長

またいろいろコロナも心配な部分もありますけれども、昨年度も成人の皆様の協力で、安心した中でできましたので、逗子の子どもたちはしっかりやってくれるのかなど。元気のいい学年、中学校のときは元気のいい学年でしたね。

今の成人式の報告について、何かございますか。よろしいですか。

それでは、委員の皆様からその他議事として何かございますでしょうか。

○福田委員

1点だけいいですか。図書館の活動報告をいただきました。非常に丁寧に書かれていて、様子がよく分かったのですね。中をずっと見ていくと、やはりコロナでいろいろな計画をしているのだけれども、できなかったという無念さとか残念な思いというのを読み取ることができて、できたらよかったのになということをつくづく感じました。

と同時に、この図書館のこれからのことをやはり考えていく一つのきっかけになるのかなど。ウィズコロナって、今どうしていくのかと同時に、今回学んだことを、これからの図書館運営の中でどう生かしていくかというのが、次なる課題になるかなというところで、そこら辺をこういう報告書、そして次年度の報告書の中で少しでも読み取ることができればありがたいなところです。大変なことはもうよく分かるので、無理難題を言っているような感じもしないでもないのですけれども、やはり新たな体制のもとで図書館運営をどうしていくのかということ、ぜひしっかり考えていただければというふうに思います。

○塚本図書館長

いろいろと御意見いただき、ありがとうございます。今回は令和2年度の報告ということでしたので、特に掲載はしておりませんが、今年度も展示とかおはなし会というものは、感染対策を講じながらも行ってきている中で、アナログではなく、デジタルというところも活用しながら、工夫している点もございます。展示に関しましては、基本的には当然図書館なり分室のほうに出向いていただいて、本を見ていただいてという形をとることが一番なのですが、それをなかなか外出を控えている方もいらっしゃいますので、その展示をした本に関して、リスト化しまして、それを図書館のホームページの中から直接見ていただき、借りていただくようにできる、そういったページも作りました。おはなし会につきましては、以前なのですが、手あそび動画を撮りまして、そちらをホームページに

アップしたり、おはなし会の様子などをT w i t t e rに掲示をしまして、こんな形でおはなし会を行いましたということを、徐々にですけれども、そういうようなデジタルを活用しながら情報発信をしているところで、今後も行っていきたいと思っております。以上です。

○大河内教育長

その他、議事として何かございますか。

○佐藤教育部次長

本日予定している案件は以上です。

○大河内教育長

それでは、よろしいですか。それでは、ないようですので、以上でその他について終わります。

次回の定例会につきましては、12月23日（木曜日）午後2時30分からを予定しておりますが、決定につきましては改めて委員の皆様に御通知申し上げたいと思います。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして教育委員会11月定例会を終了いたします。ありがとうございました。